

第4回新潟市地域自治委員会 会議録

日時：平成17年11月24日（木）午前10時

会場：新潟市役所本館6階第一委員会室

議事「区自治協議会の設置素案について」

（田村会長）議事に従って進めたいと思う。事務局より資料説明願いたい。

（熊倉課長）～資料説明～

（田村会長）「1設置」について、理念は今後自治基本条例で検討するとし、ここでは組織の設置として簡潔な表現となっている。また、名称については規定を設け明確にしている。何か意見はないか。

（小川委員）豊栄の地域協議会の規約には前文が書いてあるが、いずれ自治基本条例ができた場合は、そちらに活かすとしており、将来的に自治基本条例が制定されるなら、素案どおりでよいと思う。

（田村会長）自治基本条例については来年12月頃を目処としており、遠い将来という訳でないので、小川委員の言うとおり素案でよいと思う。

（塩田委員）基本的なことだが、条例に前文を盛り込むことは可能なのか。

（熊倉課長）可能である。

（田村会長）最近の流れを見ても、理念的なものを前文としているものがある。作る側の判断に任されるものである。

（石附委員）資料の見方だが、対応状況は設置素案に反映されているのか。また、中間報告の内容と違いはあるのか。

（熊倉課長）対応状況の内容を反映させて素案となっている。中間報告の資料で対応状況と設置素案のページが離れていたもので、一まとめにした。内容は一緒である。

（広橋部長）自治協議会の理念は自治基本条例に委ねるとなると、自治基本条例の中身を見ないと言えない部分もあるため、変更の余地を残しておく必要もある。

（熊倉課長）自治基本条例の素案が出た時、自治協議会の設置条例に新たな書き込みが必要になると思われる。その時は皆さんに報告させてもらう。

（真谷委員）自治基本条例は別途同じような委員会を設けて審議されるのか。

（熊倉課長）この地域自治委員会で審議してもらうことになる。

（田村会長）「1設置」について問題なければ次の「2委員の定数及び選任等」について意見はないか。

（小川委員）（4）についてだが、少し弱い感じがする。市長が任命すると言っても、団体や住民にどれだけ支持されているか分からない。豊栄では代表制という言葉を使い、100人委員会という母体が委員を推薦している。市長が任命する前に総会で推薦すべき人を選んでいく。この素案の形ではどの程度意見を聞くのか分からない。言葉として「地域のコミュニティ協議会や区域内諸団体の推薦を尊重して」を入れてはどうか。区自治協議会ができると豊栄の協議会は乗り換えなければならない。そうすると、100人委員会の位置づけが難しくなるが、推薦をしてくれる沢山の団体の立場を言葉に入れてもらえれば問題なくなる。

- (熊倉課長) 基本的には、区自治協議会の推薦を受けて市長が選任することで考えている。ただし、初回の推薦は区自治協議会がないため、どうするか問題となる。また、他都市では推薦委員会を設けている事例もある。いずれにしても、基本的には地域が推薦する人を市長が選任することになる。この条文上では見えないが、規則で定めたいと考えている。一定程度の代表制は確保する必要があると考えている。
- (田村会長) 今の段階から具体的に書くべきという意見もあると思うが、具体的なものとは何かという部分で詰め切れていないこと、また、1区のように熟度の高いところやそうでないところもあるので、今後素案を詰めていければよいと思う。なお、別に定める事項の中には小川委員の意見を考慮してほしい。
- (塩田委員) 委員の定数だが、地域審議会では人数について請願があったりした。30人上限と決めた方がよいのではないか。
- (熊倉課長) 30人以内というのは30人上限という意味である。
- (田村会長) 色々な考えがあることから、人口の多寡に関わらず、委員数は地域の事情に合わせてよいと思う。議会定数とは違う。
- (熊倉課長) 地域審議会については15人というところもあるが、他は大体30人近くである。地域により大学教授が多いところやNPO活動の活発なところなど様々だと思う。
- (木戸委員) 別に定める事項としてある部分は、今日話さなくてよいか。
- (熊倉課長) 細かい事務的なものは条例の中で定める必要がないので、別に定めていこうとしているものである。
- (石附委員) 団体を代表する者とは会長や社長のことが。
- (熊倉課長) 団体からの代表として、必ず会長などでなければならないという訳ではない。
- (田村会長) 条文はこの形になると思うが、解説をしっかりとっておかなければならない。別に定める事項についても、条例制定までにパブリックコメントなど行って詰めておく必要がある。
- (小川委員) 全ての団体が区自治協議会に入れる訳ではない。
- (熊倉課長) コミュニティ協議会ができ、それが基礎単位となり各種団体を取り込んで行ければよいのだが。
- (小川委員) テーマ型の団体は取り込めないのではないか。
- (広橋部長) コミュニティ協議会は一様ではない。1区から8区までのエリアと各団体のエリアは違っている。
- (真谷委員) 区自治協議会が各区にできるので、代表者を出してほしいということを伝えなければならぬ。PTA連合会を作ってこのような場に代表を出していけるような体制を整えなければならない反面、現場では不要という声もある。今までのものを連合体にするだけでよいという意見もある。しかし、区自治協議会ができれば区単位の組織が必要なことを認識する。それをできるだけ早く動き出して行きたい。
- (広橋部長) 行政としてお願いしていくことがはたして良いのかという側面もある。
- (小川委員) 経験から言うと行政が段取りしなければならない。もう一つは地域振興費をどう使うかも重要な点だ。
- (真谷委員) 区ごとに単位を作っても仕事を押し付けられるだけと嫌がる。しかし、市長の「区毎に独自の予算を付ける」という発言があったので、その受け皿が必要だと言うと納得する。

そういった働きかけが必要だ。

(石附委員) 誰が主導するのか、この条例の中でははっきり見えない。

今まで行政が仕組みを作り、声を掛け、住民は面倒と思いつつも仕事としてやってきた。それをなくすには、自分たちの発言でまちが変わる実感が持てる仕組みが必要だ。例えば子育てや子どもの人権などについて考えている人たちはいるが、どのように意見を提供したらよいか分からない。

(田村会長) 問題はこうしたら上手く働かせることができるかだ。市役所の企画部門だけでなく福祉や環境分野にも区自治協議会が重要だという情報を伝えていかないとだめだ。そして、それらの分野からも各団体に情報発信していくようでないといけないとだめである。

(塩田委員) 区役所に対し住民が意見を言える場を確保することが、ここでのテーマである。合併前は議員が住民の意見を吸い上げていたが、今はそれがなくなった。住民と一体となった行政をしていかないとだめである。住民の意見が反映される組織の作り方を。

(石附委員) 意見がないというより意見があっても言える雰囲気がないというのが問題だ。

(田村会長) 別に定める事項について、内容に関わるものについては報告してほしい。次の委員の任期及び解任について意見はあるか。

(小川委員) 再任は1回きりでなくてもよいのではないか。自治会長や連合会長などは10年位やっている人もいる。長くやってもらいたい人もいると思う。

(木戸委員) 自治会にはボスのような人がいる。表彰制度のため続けたいという人もいる。声の大きな人が主導権を握ることがないようにしたい。

(石附委員) 後継者を育て、手渡しで活性化できる方法を考えていくとよい。

(真谷委員) 以前の協議で入れ替えが支持された経緯はあった。ただ、総入れ替えとなった時、少し心配ではある。

(田村会長) 区自治協議会を開く時は区役所の職員も出席するのか。

(広橋部長) 他都市では区政課の職員などが出席しているようである。

(田村会長) 入れ替え時の説明は必要かもしれないが、最低限の情報は区役所職員が伝達してくれる。2年は少し短いと思う。

(熊倉課長) 任期についてはこの場で集約されなかったが、人は入れ替わらなければならないという意見と、専門性という、相反する意見があった。4年では長いだろうということで3年という案にした。

(田村会長) 色々意見はあると思うが、これでやってみるといことでどうか。次に報酬・費用弁償について意見はないか。

(石附委員) 報酬と費用弁償の違いは何か。

(熊倉課長) 報酬は労働の対価であり、費用弁償は交通費的なものである。

(石附委員) 前に河田委員も言っていたが、職員は給与があるが、委員は仕事を休んで来る人などもいる。交通費だけでは足りないのではないか。

(熊倉課長) バス代だけではなく、高額と言われない程度を目安としている。

(田村会長) この件については今後具体的に調整を行うと思うので、その時報告してほしい。会長・副会長について、委員の解任規定を設けたことで会長の解任にも対応できることと、副会長は複数置けるよう弾力的な規定にしているが意見はないか。

- (小川委員) 専門部の話が出たが、100人委員会では専門部の部長・副部長を入れて役員会を設けている。
- (熊倉課長) 役員会を設けてはどうかとの話もあり、それぞれの部長を副会長にできるよう、複数にした。
- (真谷委員) 幹事というのか副会長というのか分からないが、5人副会長がいるなら一人は代表副会長で他の人は幹事的な役割となるのだろう。
- (田村会長) 代理順位も定めることになっている。これでよいか。区自治協議会の役割について説明願いたい。
- (熊倉課長) ~ 資料説明 ~
- (田村会長) 7番以降は手続き的な部分だが、6番の役割については実質の部分である。ポイントの一つは協働の要としての役割が明記されていること、二つ目は、合併建設計画が総合計画に準ずるものであり期間も限られていることから記述していないこと、三つ目に計画と施設については明確に出ているが、区役所の組織・権限が決まっていないため予算と組織が出ていない。また、市長の責務については盛り込まれている。これについて意見はないか。
- (小川委員) 協働という意味をどう生かすのか。豊栄地区地域協議会規約の4条で地域協議会の事業を具体的に示している。ここの4番目で地域振興予算について書いてある。この予算を持っていることが今後の自治に大きな意味を持つ。与えられた予算の中でどう使うか、たくさん団体がある中で何を優先させるのか考える機会ができる。素案の「市長が必要と認める事項」で読み取れるとは言っても、項目として起こす必要がある。計画や公の施設などは日常的に地域自治委員会が携わるものではない。地域振興費を地域に任せ、自由に考えさせることが大切。自分たちでやるという気持ちも出てくる。今まで補助金として上から与えてきたが、最終的には全廃して、地域振興費として自分たちで考えてもらうことがよいと思う。全体の予算は議会がやればよい。
- (田村会長) これまでで一番大きな論点となるところだ。まだ、区役所の機能・権限が決まっていないが。
- (熊倉課長) 毎年、地域振興費の形態も変化している。予算・組織と文言が出なくても、実態としてはそのようになると思う。
- (小川委員) 市長も地域振興予算について考えていると思うが、区の組織を話す時には目玉となる。住民が自分たちで決定してやっに行こうとしても、結局、行政が補助しなかったでは進めて行けない。
- (田村会長) 区の予算に関する事項を盛り込んでも、意見を聞くだけなら困ることはないと思うが。
- (熊倉課長) 現在でも地域の要望を聞いて予算編成している。議会が議決する予算との整理もまだついていない。
- (小川委員) 行政が財政全体を握って、小さな団体の補助金一つひとつ全部決めるのは大きな市役所のやり方。行政が背負っていたものをどこで切って住民に渡すのか、その作業が今始まっている。支所になって決裁に一週間かかっている。局長の権限は区で処理できるようにしなければならない。地域振興費は一つの区に1億円程度でよいと思っている。
- (真谷委員) 素案では「意見を述べることができる」と「意見を聴かなければならない」の二つ

に分けてあり重みはちがうが、区の予算は「聴かなければならない」の方に入れよということか。

(小川委員) 地域審議会では、合併に関わる予算について全て説明を受けている。決める権限はないが、支所の範囲内の予算の話は聞いている。地域振興費については責任のあるものだと思う。区に係る一般的な予算とは別だ。

(塩田委員) マニフェストでも大きな区役所、小さな市役所としている。分権型のためには区役所に権限を与えてほしい。これがなければ区自治協議会はお飾りの組織になる。

(石附委員) この議論になると執行部の皆さんの口が重くなるようだ。しかし、その部分がどうなるか全部でなくても教えていただければと思う。

(石井部長) 基本的な方向性として、大きな区役所に変わりない。必要な裁量権を持つ身近な区役所にしたいと考えている。しかし、必要な裁量権をどのようにするかが詰まっていないため、口が重くなっているかもしれない。人事・組織はどこまで行くか分からないが、予算については一定の権限を持たせることで進めている。

(田村会長) 分権型の方向は間違いないが、どこまでのレベルが決まっていなかったか。もう一つ、市議会との関係も気になっているのか。しかし、地域の意見を極力尊重してもらえないのなら何のための議会なのかとなる。

(石井部長) ここで言う予算についても、区全体の予算なのか地域振興費なのか盛り込み方が決まっていない。地域振興費についても設けるかどうか決まっていない。

(小川委員) 何度も言うが、区自治協議会は単なる審議会なのか。自治という言葉を使うなら自分でやらなければならない。予算を抜いたら新潟市が分権型政令市を作るとするのは嘘になる。自己決定・自己責任でやらなければ。大きな区役所と言って人事・予算を任せても、単に区長に任せただけで、行政の中の分権でしかない。住民に決定権や責任を持たせることができるかどうか。その片鱗を見せなければこの委員会の意味がない。

(広橋部長) 大きな区役所と言うが、分権型の中で大切なのは行政と区民のコラボレーションである。それをどう担保するのが重要だ。一つの手法として小川委員の言うこともある。

(小川委員) 議会に抵抗があることも分かるが、我々が三つの理念を掲げて合併した限り、分権型政令市としなければならない。新潟市は全国の先頭を走ろうとしており、大きな意義を持っている。しかし、いざ中身を見るとおかしなものになっている。区自治協議会で責任を持つのは、せいぜい1億円の中だと思っている。なぜ私がこだわるかと言えば、この部分が区自治協議会の精神だからである。

(広橋部長) 区自治協議会は単なる審議会ではなく、場合によってはそれ自体が活動する場であれば協働は成り立たない。そのためにどういう仕組みが必要なのか、小川委員の意見を含めて考えなければならない。

(小川委員) 「その他市長が認める事項」という大括りでは心細い。

(田村会長) 区役所の権限等が決まっていない段階でこうだとは言えないが、ある程度の分権型予算について盛り込む方向で検討してもらいたい。

(小川委員) 議会に対しても必要だと言うことを主張してほしい。その他市長が認めるのではなく1項目起こしてほしい。

(田村会長) 市役所内や議会との議論でも、当委員会からこれだけ強い意見が出たことを伝えて

ほしい。

(小川委員) 言葉の端々まで言うものではないが、気持ちだけでも酌んでもらいたい。

(田村会長) 7番以降について事務局から説明願いたい。

(熊倉課長) ~ 資料説明 ~

(田村会長) 今の説明について意見はないか。

(石附委員) 会議は公開でありたいが、非公開を載せると、公開しない方向に流れないか心配である。

(塩田委員) 個人情報保護法の関係もあるので条項は残した方がよいだろう。

(広橋部長) 条例は簡単に変えられない。いたずらに非公開ということではなく、万が一に備えて載せておくもの。

(田村会長) 非公開が想定されるのはプライバシーに関わる時くらいである。

(塩田委員) 部会の設置について、8つの区に必置なのか。各自治協議会の中で議決により置くことができるということか。

(熊倉課長) 必要があれば置けるというものである。

(田村会長) 正に自治、自分たちのことは自分たちで決めるものである。他に意見はないか。先ほどの区自治協議会の役割については、区役所のあり方の議論と並行して市役所内でもっと議論していただき、この委員会にも情報を入れてほしい。

(事務局) 今後の予定として、来年12月の設置条例までの1年間に、準備組織を要綱により設置し、併せて必要な働きかけを考えている。

(田村会長) 本日の議事は以上で終了。